

文化部活動改革の目的・目標について

1. 中学校等の生徒の文化芸術に親しむ環境の改善

- ・文化部活動の改革は、教師の働き方改革に対応するためだけのものではなく、中学校等（※）の生徒をはじめとする青少年にとってふさわしい文化芸術に親しむ環境を実現するためのものである。

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部

- ・そのため、文化部活動の地域移行は、単に文化部活動の実施主体を学校から地域の文化団体等へ移行するのではなく、中学校等の生徒にとってふさわしい文化環境の実現につなげていく必要がある。
- ・地域で文化芸術に親しむ機会としては、様々な主体により文化芸術の鑑賞・体験の場が提供され、それに対価を支払って参加しているが、家庭環境などにより左右される部分が大いと考えられる。（参考：令和2年度「文化に関する世論調査」子どもの文化芸術の直接鑑賞の経験は40.6%）
- ・令和2年度「文化に関する世論調査」によると、地域の文化的な環境の充実のために必要なものとして、子どもが文化芸術に親しむ環境の充実があげられており、子どもの文化芸術体験にとって重要なこととして、学校における公演や展示の充実（38.8%）、音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの制作、実演体験を充実させること（29.4%）があげられている。
- ・また、子どもが文化芸術に親しむことで、創造性や工夫をする力が高まる（52.3%）、美しさなどへの感性が育まれる（43.0%）、日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになること（42.4%）が期待されており、文化芸術体験に期待する効果は高いと言える。
- ・これらのアンケート結果も踏まえ、文化芸術に親しむ機会の充実させる方策の一環として、部活動を地域で行うに当たって、文化芸術の鑑賞・体験の機会をさらに充実させることも考えられる。それにより、地域における中学生以外の世代の文化芸術に親しむ環境の整備にもつながると考えられる。

- ・地域の文化的な環境の充実のため、子どもたちが授業や学校行事における文化芸術の鑑賞体験と並んで、地域で文化芸術に親しむ機会を充実させるために、どのような環境が必要となるか。

2. 地域において文化芸術に親しむ環境の振興

- ・文化部活動の地域移行は、中学生等にとってふさわしい文化に親しむ環境の整備だけではなく、他の世代も含めた地域における文化芸術に親しむ機会の充実につなげていくことが必要である。
- ・指導を担える団体としては、地域の文化芸術団体、芸術系大学などの文化芸術に関する教育機関、民間の音楽、美術など文化教室、自治体・地域の文化教室などが考えられる。
- ・昨年度実施した「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究」の文化振興所管部署へのアンケート調査によると、地域の文化芸術団体の活動状況については、音楽、美術、演劇・舞踊、伝統民族芸能関係の4つの分野で8割前後の自治体で活動が行われているが、これらの団体が、地域での児童・生徒を対象とした文化芸術に係る取組への関与は、3～5割程度となっており、把握していない場合が3，4割程度となる。
- ・地域内の文化芸術に関する教育機関については、教員養成課程を有する大学(34.5%)、芸術・文化系学部・学科を有する大学(26.9%)、芸術・文化系専門学校等(15.0%)と設置状況には偏りが見られ、地域での児童生徒を対象とした芸術文化に係る取組に関与している割合1，2割程度と低く、把握していない割合は6，7割と高くなり、文化芸術団体、教育機関ともに、部活動への関わりはほとんどない。
- ・施設の整備状況については、公立のコンサートホールや美術館、展示施設等の文化施設の設置している自治体は6割程度、社会教育施設、生涯学習施設は9割以上が設置しているが、部活動における学校以外の施設の利用状況では、文化施設(33.1%)、社会教育・生涯学習施設(18.8%)とあまり利用されていない。
- ・上記のような状況等を踏まえ、中学校等の生徒と、地域住民全体にとってより良い文化芸術に親しむ環境の整備の両立といった観点から、どのような環境を目指すべきか。また、文化部活動を地域に移行することにより、地域における文化芸術の振興の観点から期待できる効果として、どのような点が挙げられるか。

(参考)

中学校等の文化芸術に親しむ環境の整備に係る法律の規定・提言等

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号改正 平成29年6月23日）（抄）

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文

化施設，学校施設，社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等，文化芸術団体，学校等，文化施設，社会教育施設，民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が，学校等，文化施設，社会教育施設，福祉施設，医療機関，民間事業者等と協力して，地域の人々が文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない

○第 1 期文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月）（抜粋）

戦略 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り，我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに，豊かな文化芸術教育の充実を図る。

○国及び地方公共団体は，効果的・効率的な事業の実施を図りつつ，地方公共団体における自主事業等も含め，義務教育期間中の優れた文化芸術の鑑賞・体験機会がより充実するよう，取組を推進する。【戦略 1】

○将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努める。【戦略 1， 5】

○地方公共団体と連携して，文化部活動の現状などを調査するとともに，有識者会議において文化部活動の運営の改善・充実に向けた検討を行い，ガイドラインを作成する等必要な取組を進める。また，全国高等学校総合文化祭の開催や事例の共有など，文化部活動の充実に資する取組を推進する。【戦略 1】

○学校と地域の美術館，博物館等との連携による先進的な取組や，地域の関係者との協働による子供や若者等を対象とした参加型プログラムの展開を促進する。【戦略 1】

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）（抜粋）

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章 総則

第5 運営管理上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動等との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 第5節 音楽

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

第2章 第6節 美術

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。